

南島原市立野田小学校 交通安全母の会 会則

第1条（名称）

この会は南島原市立野田小学校交通安全母の会という。

第2条（組織）

この会は野田小学校の児童の母親を対象として組織する。

第3条（事務局）

この会の事務局を野田小学校におく。

第4条（目的）

この会は母親が相互の連帯を深め、一体となって地域における母親の交通安全の強化充実を図り、もって交通事故のない明るい平和な社会づくりに寄与することを目的とする。

第5条（事業）

この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 通学、通園路及び生活路等における交通指導や交通安全施設の検討、並びに改善の促進。
- 2 交通安全運動並びに交通安全活動への参加及び協力。
- 3 その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

第6条（役員）

この会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 理 事 6名（自治会会長）

第7条（役員を選出）

- 1 会長及び副会長は、野田小学校PTAの副会長（母親）2名が、各々を担当する。
- 2 理事は、各地域の自治会長があたる。自治会長が父親の場合は、別に選出する。

第8条（役員の仕事）

- 1 会長は会を代表し、会務を総轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 理事は会務を執行する。

第9条（役員の仕事）

- 1 役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。
- 2 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第10条（総会）

- 1 総会は通常総会並びに臨時総会とし、会長が招集し議長となる。
- 2 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。
- 3 会議は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 総会において議決すべき事項は次の通りとする。
 - ① 事業計画の議決
 - ② 事業報告の承認
 - ③ 会則の変更
 - ④ その他、この会の運営に関する重要な事項

第11条（理事会）

- 1 理事会は必要に応じ会長が招集し、議長となり、次の事項を審議する。
 - ① 事業計画の実地運営
 - ② 総会において委任を受けた事項
 - ③ その他、この会の運営に関する事項
- 2 会議は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第12条（会計）

- 1 この会の経費は補助金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（附則） 本会則は平成13年4月13日から施行する。

○改正 平成31年4月20日